

# 山陽小野田市防災士育成補助金交付要綱

平成25年11月12日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士を育成することにより市の地域防災力の向上を図るため、防災士資格の取得に当たり、必要な研修に要した経費の一部を補助する防災士育成補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(防災士の定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で、地域防災能力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）に認証登録されている者をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者で防災士であるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自主防災組織、自治会等の地域団体又は市の防災力向上のための活動を行う意思のある者
- (3) 防災士の有資格者である旨の情報を市長が市内の自主防災組織、自治会等の地域団体に提供することに同意する者
- (4) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定のない者
- (5) 市税、国民健康保険料その他市に納付すべき租税公課等について滞納のない者

2 前項の規定にかかわらず、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員については、交付の対象としないものとする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 機構が認証した研修機関が開催する研修講座の受講料
- (2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録申請料  
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の合計額とし、10,000円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、山陽小野田市防災士育成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 同意書（様式第3号）
- (3) 機構が発行する認証状の写し
- (4) 第4条の各号に掲げる経費の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書の提出期限は、防災士として認証登録を受けた日の属する年度の3月15日までとする。  
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、山陽小野田市防災士育成補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。  
(補助金の請求)

第8条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、山陽小野田市防災士育成補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。  
(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき。

(被補助者の努力義務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び市の実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月12日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

住 所 山陽小野田市

氏 名

㊟

山陽小野田市防災士育成補助金交付申請書

山陽小野田市防災士育成補助金の交付を受けたいので、山陽小野田市防災士育成補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 資格取得年月日 年 月 日

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 同意書（様式第3号）
- (3) 認証状の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) その他

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

住 所 山陽小野田市

氏 名 ①

### 誓 約 書

山陽小野田市防災士育成補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき山陽小野田市防災士育成補助金の交付申請をするに当たり、同要綱第3条第1項に規定する補助金の交付の対象者であること、及び同要綱第11条の趣旨に従い地域の防災力向上のために活動することを誓約します。

#### 山陽小野田市防災士育成補助金交付要綱（抜粋）

##### （交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、かつ、防災士である者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自主防災組織、自治会等の地域団体又は市の防災力向上のための活動を行う意思のある者
- (3) 防災士の有資格者である旨の情報を市長が市内の自主防災組織、自治会等の地域団体に提供することに同意する者
- (4) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定のない者
- (5) 市税、国民健康保険料その他市に納付すべき租税公課等について滞納のない者

2 （略）

##### （被補助者の努力義務）

第11条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び市の実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

住 所 山陽小野田市

氏 名 ㊟

生年月日 昭和・平成 年 月 日

同 意 書

山陽小野田市防災士育成補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき山陽小野田市防災士育成補助金の交付申請をするに当たり、同要綱第3条第1項第5号に規定する市税、国民健康保険料その他市に納付すべき租税公課等について滞納のないことを確認するため、次の租税公課について納付状況調査を行うことに同意します。

確認する租税公課等

- ・市税           ・国民健康保険料
- ・下水道使用料       ・農業集落排水施設使用料

※ この同意書は、補助金の交付申請に伴う租税公課等に係る納付状況調査の目的以外には使用しません。

様式第4号（第7条関係）

年 号  
年 月 日

様

山陽小野田市長

印

山陽小野田市防災士育成補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山陽小野田市防災士育成補助金については、山陽小野田市防災士育成補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 資格取得年月日 年 月 日
- 2 対象経費 金 円
- 3 交付決定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

住 所 山陽小野田市

氏 名 ㊟

山陽小野田市防災士育成補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった  
山陽小野田市防災士育成補助金の交付を、次のとおり請求します。

補助金交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

なお、補助金は次の口座への振込によりお支払ください。

どちらか一方をご記入ください。	ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名		支 店 名			
		銀 行		本 店			
		金 庫		支 店			
	組 合		出張所				
	預 金 種 目		口座番号（右詰め）				
普通（総合）・当座							
ゆうちょ銀行	記 号	の	番 号（右詰め）				
カ ナ							
口座名義人							

※振込先は本人名義の口座のみとします。